

目 次

議案第1号	平成21年度北海道一般会計予算	3
議案第2号	平成21年度北海道公債管理特別会計予算	27
議案第3号	平成21年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	31
議案第4号	平成21年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算	35
議案第5号	平成21年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算	39
議案第6号	平成21年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算	43
議案第7号	平成21年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算	47
議案第8号	平成21年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算	51
議案第9号	平成21年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	55
議案第10号	平成21年度北海道公共下水道事業特別会計予算	59
議案第11号	平成21年度北海道流域下水道事業特別会計予算	65
議案第12号	平成21年度北海道営住宅事業特別会計予算	71
議案第13号	平成21年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算	77
議案第14号	平成21年度北海道地方競馬特別会計予算	81
議案第15号	平成21年度北海道病院事業会計予算	85
議案第16号	平成21年度北海道電気事業会計予算	87
議案第17号	平成21年度北海道工業用水道事業会計予算	89

平成21年度北海道一般会計予算

平成21年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,876,343,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		528,165,517
	1 道 民 税	187,320,357
	2 事 業 税	78,648,438
	3 地 方 消 費 税	75,345,633
	4 不 動 産 取 得 税	16,156,961
	5 道 た ば こ 税	12,840,249
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,326,326
	7 自 動 車 取 得 税	11,202,431
	8 軽 油 引 取 税	53,006,430
	9 自 動 車 税	82,514,574
	10 鉦 区 税	31,157
	11 狩 猟 税	126,832

款	項	金額
	12 核 燃 料 税	1,947,442
	13 循環資源利用促進税	750,000
	14 旧法による税	5,948,687
2 地方消費税清算金		116,918,204
	1 地方消費税清算金	116,918,204
3 地方譲与税		50,350,000
	1 地方法人特別譲与税	34,503,000
	2 地方揮発油譲与税	10,997,000
	3 石油ガス譲与税	1,034,000
	4 地方道路譲与税	3,630,000
	5 航空機燃料譲与税	186,000
4 地方特例交付金		4,991,000
	1 地方特例交付金	3,636,000
	2 特別交付金	1,355,000

款	項	金 額
5 地 方 交 付 税		689,000,000
	1 地 方 交 付 税	689,000,000
6 交通安全対策特別交付金		1,981,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,981,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		33,354,960
	1 分 担 金	2,388,035
	2 負 担 金	30,966,925
8 使 用 料 及 び 手 数 料		26,301,817
	1 使 用 料	15,476,405
	2 手 数 料	756,128
	3 証 紙 収 入	10,069,284
9 国 庫 支 出 金		325,707,082
	1 国 庫 負 担 金	111,975,889
	2 国 庫 補 助 金	205,569,771

款	項	金額
	3 委 託 金	8,161,422
10 財 産 収 入		13,313,918
	1 財 産 運 用 収 入	4,818,991
	2 財 産 売 払 収 入	8,494,927
11 寄 附 金		113,143
	1 寄 附 金	113,143
12 繰 入 金		29,384,280
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,732,932
	2 基 金 繰 入 金	25,651,348
13 諸 収 入		337,587,203
	1 延滞金、加算金及び過料	2,257,764
	2 預 金 利 子	76,078
	3 貸 付 金 収 入	316,061,487
	4 受 託 事 業 収 入	4,499,174

款	項	金 額
	5 収 益 事 業 収 入	8,865,000
	6 雜 入	5,827,700
14 道 債		719,175,400
	1 道 債	719,175,400
歳 入	合 計	2,876,343,524

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,256,428
	1 議 会 費	3,256,428
2 総 務 費		236,762,529
	1 総 務 管 理 費	95,434,891
	2 徴 税 費	94,114,109
	3 学 事 宗 務 費	39,705,765
	4 防 災 費	767,829
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	550,863
	6 危 機 管 理 費	12,763
	7 領 土 復 帰 対 策 費	675,524
	8 会 計 管 理 費	888,229
	9 選 挙 費	3,795,118
10 人 事 委 員 会 費	246,093	

款	項	金額
	11 監 査 委 員 費	571,345
3 知 事 政 策 費		1,809,168
	1 知 事 政 策 管 理 費	1,419,698
	2 政 策 企 画 費	7,442
	3 国 際 交 流 費	382,028
4 企 画 振 興 費		81,616,601
	1 企 画 振 興 管 理 費	23,915,050
	2 地 域 行 政 費	37,504,065
	3 地 域 づ く り 支 援 費	5,635,035
	4 地 域 主 権 費	227,673
	5 科 学 I T 振 興 費	4,215,252
	6 新 幹 線 ・ 交 通 企 画 費	10,119,526
5 環 境 生 活 費		8,523,750
	1 環 境 生 活 管 理 費	3,629,159

款	項	金額
	2 環境政策費	311,137
	3 環境保全費	773,846
	4 循環型社会推進費	1,422,969
	5 自然環境費	371,067
	6 くらし安全費	719,219
	7 道民活動文化振興費	1,103,434
	8 女性対策費	192,919
6 保健福祉費		313,035,902
	1 保健福祉管理費	29,325,304
	2 医療政策費	5,309,186
	3 健康推進費	11,486,297
	4 食品衛生費	1,038,907
	5 医務業務費	109,735
	6 国民健康保険費	101,751,374

款	項	金額
	7 地域医師確保推進費	442,557
	8 福祉援護費	33,710,433
	9 高齢者保健福祉費	52,945,525
	10 指導監査費	1,221,911
	11 障害者保健福祉費	39,067,246
	12 子ども未来推進費	36,607,488
	13 災害救助費	19,939
7 経 済 費		228,689,155
	1 経 済 管 理 費	6,001,794
	2 観光のくにつくり推進費	629,241
	3 商 工 金 融 費	186,624,996
	4 産 業 振 興 費	536,217
	5 商 業 経 済 交 流 費	213,993
	6 産 業 立 地 費	19,704,156

款	項	金額
	7 資源エネルギー費	2,723,198
	8 雇用労政費	9,000,566
	9 人材育成費	2,617,150
	10 工鉱業試験調査費	207,057
	11 労働委員会費	430,787
8 農政費		161,096,549
	1 農政管理費	13,960,076
	2 食品政策費	1,426,791
	3 農産振興費	498,758
	4 畜産振興費	2,533,379
	5 技術普及費	291,093
	6 農業経営費	3,446,550
	7 農業支援費	5,722,181
	8 農地調整費	1,215,367

款	項	金 額
	9 農 村 設 計 費	30,431,501
	10 農 業 農 村 整 備 事 業 費	61,329,221
	11 農 業 施 設 管 理 費	38,792,975
	12 農 村 計 画 費	254,621
	13 農 業 試 驗 費	1,194,036
9 水 產 林 務 費		76,103,652
	1 水 產 林 務 管 理 費	10,963,194
	2 水 產 經 營 費	4,893,099
	3 水 產 振 興 費	319,388
	4 漁 港 漁 村 費	27,903,657
	5 漁 業 管 理 費	2,477,736
	6 林 業 木 材 費	3,944,576
	7 森 林 計 画 費	2,317,453
	8 森 林 整 備 費	7,878,440

款	項	金額
	9 治 山 費	11,691,491
	10 森 林 活 用 費	491,201
	11 道 有 林 費	2,109,943
	12 水 産 林 業 試 験 研 究 費	1,113,474
10 建 設 費		325,044,625
	1 建 設 管 理 費	67,300,361
	2 道 路 橋 り ょ う 費	142,962,903
	3 河 川 費	63,816,632
	4 空 港 港 湾 費	6,552,611
	5 砂 防 海 岸 費	19,718,739
	6 建 築 指 導 費	1,045,975
	7 住 宅 費	42,838
	8 都 市 環 境 費	21,029,480
	9 公 園 下 水 道 費	2,445,879

款	項	金額
	10 まちづくり推進費	100,118
	11 営繕費	29,089
11 警察費		132,455,789
	1 警察管理費	125,482,944
	2 警察活動費	2,934,051
	3 交通安全施設費	4,038,794
12 教育費		480,773,393
	1 教育総務費	20,900,564
	2 小学校費	186,669,185
	3 中学校費	113,941,887
	4 高等学校費	107,362,354
	5 特別支援学校費	46,434,972
	6 学校教育費	1,468,956
	7 社会教育費	2,280,700

款	項	金額
	8 保 健 体 育 費	1,714,775
13 災 害 復 旧 費		3,540,851
	1 農地開発施設災害復旧費	62,383
	2 水産林業施設災害復旧費	622,961
	3 土木施設災害復旧費	2,855,507
14 公 債 費		734,516,223
	1 公 債 費	734,516,223
15 諸 支 出 金		88,918,909
	1 繰 出 金	4,893,113
	2 諸 費	84,025,796
16 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	2,876,343,524

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成21年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成21年度から平成33年度まで	460,000
平成21年度新生ほっかいどう資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	平成21年度から平成36年度まで	366,000
旭川競馬場の廃止に伴う撤去費等に関する債務負担行為	平成21年度から平成23年度まで	246,666
平成21年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	464,113
平成21年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	13,862
平成21年度農地保有合理化促進事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成21年度から平成32年度まで	13,335,585
平成21年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成21年度から平成37年度まで	33,349
平成21年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成21年度から平成41年度まで	220,968
平成21年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成46年度まで	1,076,861
平成21年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成21年度から平成36年度まで	223,761
平成21年度大家畜特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成46年度まで	25,911
平成21年度軽種馬経営強化改善資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成41年度まで	32,445
平成21年度持続的農業・農村づくり促進特別対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成30年度まで	1,724,037

事 項	期 間	限 度 額
弥生地区基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る取水施設建設工事に関する債務負担行為	平成21年度から平成23年度まで	223,000
平成21年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成32年度まで	55,632
平成21年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成21年度から平成32年度まで	2,134
国営土地改良事業（平成20年度事業実施分）の道負担金に関する債務負担行為	平成21年度から平成33年度まで	5,082,996
平成21年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成21年度から平成42年度まで	718,466
平成21年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成21年度から平成37年度まで	71,250
漁業取締船建造に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	1,035,625
平成21年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 2,924,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年複利以内の額の合計額
道道奥尻島線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	270,000
当別ダム取水放流設備導水管工事に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	220,000

事 項	期 間	限 度 額
当別ダム取水放流設備工事に関する債務負担行為	平成21年度から平成23年度まで	2,950,000
当別ダム水道取水設備導水管工事に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	60,000
当別ダム水道取水設備工事に関する債務負担行為	平成21年度から平成23年度まで	310,000
平成21年度街路公共事業に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	158,000
紋別広域公園の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	171,238
平成21年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成21年度から平成45年度まで	527,902
平成21年度建設に係る特別支援学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	1,844,442
平成21年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成21年度から平成31年度まで	元金について 1,330,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学 整備費	917,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
退職手当	20,000,000	同上	10%以内	同上
地域総合整備 資金貸付費	2,000,000	同上	10%以内	同上
道州制北海道 地域連携モデル 事業費	6,668,300	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 事業整備費	7,344,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩東部広域 水道対策費	18,000	同上	10%以内	同上
石狩西部広域 水道対策費	395,000	同上	10%以内	同上
大気環境 対策費	32,000	同上	10%以内	同上
社会福祉 施設整備費	752,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	38,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農商工連携型地域中小企業応援ファンド推進事業費	2,100,000	中小企業基盤整備機構その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、独立行政法人中小企業基盤整備機構法及び知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良費	11,932,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成費	1,240,000	同上	10%以内	同上
農地防災費	1,422,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備費	1,311,000	同上	10%以内	同上
農道等整備費	993,000	同上	10%以内	同上
農道別業整備策費	566,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良費	13,307,000	同上	10%以内	同上
農業試験場費	111,000	同上	10%以内	同上
水産基盤費	7,067,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄特定 漁港事業 整備費	4,732,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港海岸 保全費	661,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策事業費	249,000	同上	10%以内	同上
漁業取締船 整備費	566,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	556,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	5,502,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,463,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	1,988,100	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路 業務費	45,375,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持 管理費	2,300,000	同上	10%以内	同上
道路新設 改良費	7,067,000	同上	10%以内	同上
積雪寒冷 対策費	1,860,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町村道整備費	607,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別事業費	31,757,000	同上	10%以内	同上
みどりの道づくり特別費	60,000	同上	10%以内	同上
直轄河川費	19,337,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	10,610,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備特別事業費	4,189,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,545,000	同上	10%以内	同上
直轄空港費	454,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	438,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防費	1,450,000	同上	10%以内	同上
砂防費	5,919,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別事業費	1,165,000	同上	10%以内	同上
災害関連費	5,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄海岸費	168,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
海岸保全費	1,335,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全特別費	1,223,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	4,451,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備対策費	3,991,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	672,000	同上	10%以内	同上
土地区画整理費	30,000	同上	10%以内	同上
地方道路整備臨時貸付金費	5,279,000	国庫からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通安全施設整備費	966,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
高等学校整備費	759,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校整備費	1,727,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害復旧費	1,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港災害復旧費	37,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	100,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	580,000	同上	10%以内	同上
借換債	303,788,000	同上	10%以内	同上
臨時財政債	165,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	719,175,400			

平成21年度北海道公債管理特別会計予算

平成21年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544,347,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		538,184
	1 財 産 運 用 収 入	538,184
2 繰 入 金		543,809,744
	1 一 般 会 計 繰 入 金	431,806,408
	2 基 金 繰 入 金	112,003,336
歳 入 合 計		544,347,928

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		544,347,928	
	1 公 債 費	544,347,928	
歳 出 合 計			544,347,928

議案第3号

平成21年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成21年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,262,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		137,022
	1 一 般 会 計 繰 入 金	137,022
2 繰 越 金		1,700
	1 繰 越 金	1,700
3 諸 収 入		866,574
	1 貸 付 金 収 入	757,872
	2 雑 入	108,702
4 道 債		257,404
	1 道 債	257,404
歳 入 合 計		1,262,700

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,262,700	
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,262,700	
歳 出 合 計			1,262,700

第 2 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付 事業費	257,404	国庫からの借入れ による。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

議案第4号

平成21年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成21年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,370,435千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		64,558
	1 一 般 会 計 繰 入 金	64,558
2 繰 越 金		191,406
	1 繰 越 金	191,406
3 諸 収 入		3,929,511
	1 貸 付 金 収 入	3,602,011
	2 雑 入	327,500
4 道 債		184,960
	1 道 債	184,960
歳 入 合 計		4,370,435

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		1,008,939	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	1,008,939	
2 公 債 費		2,661,692	
	1 公 債 費	2,661,692	
3 諸 支 出 金		699,804	
	1 繰 出 金	699,804	
歳 出 合 計		4,370,435	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	184,960	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成21年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,412,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		169,217
	1 財 産 運 用 収 入	33,217
	2 財 産 売 払 収 入	136,000
2 繰 入 金		2,713,724
	1 基 金 繰 入 金	2,713,724
3 諸 収 入		426,649
	1 一 般 会 計 借 入 金	426,649
4 道 債		14,103,100
	1 道 債	14,103,100
歳 入 合 計		17,412,690

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		17,412,690	
	1 公 債 費	17,412,690	
歳 出 合 計			17,412,690

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	14,103,100	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成21年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		57,500
	1 財 産 運 用 収 入	4,500
	2 財 産 売 払 収 入	53,000
2 繰 入 金		3,210
	1 基 金 繰 入 金	3,210
3 諸 収 入		126,390
	1 一 般 会 計 借 入 金	126,390
歳 入 合 計		187,100

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		187,100	
	1 公 債 費	187,100	
歳 出 合 計			187,100

平成21年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成21年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,586,221千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		138,110
	1 一 般 会 計 繰 入 金	138,110
2 繰 越 金		178,935
	1 繰 越 金	178,935
3 諸 収 入		1,028,690
	1 貸 付 金 収 入	1,028,576
	2 雑 入	114
4 道 債		240,486
	1 道 債	240,486
歳 入 合 計		1,586,221

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 農業改良資金貸付事業費		415,150	
	1 農業改良資金貸付事業費	415,150	
2 就農支援資金貸付事業費		650,192	
	1 就農支援資金貸付事業費	650,192	
3 公 債 費		91,248	
	1 公 債 費	91,248	
4 諸 支 出 金		429,631	
	1 繰 出 金	177,575	
	2 諸 費	252,056	
歳 出 合 計		1,586,221	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付 事業費	240,486	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

平成21年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成21年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ355,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,859
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,859
2 繰 越 金		111,516
	1 繰 越 金	111,516
3 諸 収 入		238,504
	1 貸 付 金 収 入	238,494
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		355,879

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	355,879	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	355,879	
歳 出 合 計			355,879

平成21年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成21年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,241千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,768
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,768
2 繰 越 金		120,245
	1 繰 越 金	120,245
3 諸 収 入		331,228
	1 貸 付 金 収 入	331,218
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		460,241

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	458,808	
	1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	458,808
2	林業就業促進資金 貸付事業費	1,433	
	1	林業就業促進資金 貸付事業費	1,433
歳 出 合 計		460,241	

平成21年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成21年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,140,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		320,045
	1 使用料	320,045
2 国庫支出金		29,000
	1 国庫補助金	29,000
3 繰入金		123,444
	1 一般会計繰入金	123,444
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		197,211
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	165,992
	3 雑収入	31,209

款	項	金 額
6 道 債		471,100
	1 道 債	471,100
歲 入 合 計		1,140,900

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		340,918	
	1 公共下水道事業費	340,918	
2 公 債 費		796,802	
	1 公 債 費	796,802	
3 諸 支 出 金		3,180	
	1 繰 出 金	3,080	
	2 諸 費	100	
歳 出 合 計		1,140,900	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	471,100	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成21年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,906,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		549,258
	1 負担金	549,258
2 国庫支出金		1,609,000
	1 国庫補助金	1,609,000
3 繰入金		1,507,604
	1 一般会計繰入金	1,507,604
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		7,277
	1 雑収入	7,277
6 道債		2,232,800
	1 道債	2,232,800

款	項	金 額
歲	入 合 計	5,906,039

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		2,682,294	
	1 流域下水道事業費	2,682,294	
2 公 債 費		3,209,895	
	1 公 債 費	3,209,895	
3 諸 支 出 金		13,850	
	1 繰 出 金	11,850	
	2 諸 費	2,000	
歳 出 合 計		5,906,039	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成21年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	1,050,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	2,232,800	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成21年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,942,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,614,251
	1 使用料	5,614,251
2 国庫支出金		3,548,073
	1 国庫補助金	3,548,073
3 財産収入		465,551
	1 財産運用収入	15,280
	2 財産売却収入	450,271
4 繰入金		3,295,488
	1 一般会計繰入金	2,750,915
	2 基金繰入金	544,573
5 繰越金		100
	1 繰越金	100

款	項	金額
6 諸 収 入		3,389,303
	1 一 般 会 計 借 入 金	3,217,659
	2 雑 入	171,644
7 道 債		6,630,000
	1 道 債	6,630,000
歳 入 合 計		22,942,766

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,802,466	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,802,466	
2 公 債 費		13,101,210	
	1 公 債 費	13,101,210	
3 諸 支 出 金		1,039,090	
	1 繰 出 金	1,039,080	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		22,942,766	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成21年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成21年度から平成22年度まで	3,064,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,844,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	2,786,000	同上	10%以内	同上
合計	6,630,000			

平成21年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成21年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,043,752千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		33,944
	1 財 産 運 用 収 入	33,944
2 繰 入 金		422,487
	1 一 般 会 計 繰 入 金	156,833
	2 基 金 繰 入 金	265,654
3 諸 収 入		58,587,321
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	30,476,321
歳 入	合 計	59,043,752

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000
2	公 債 費	30,932,752	
	1	公 債 費	30,932,752
歳 出 合 計		59,043,752	

平成21年度北海道地方競馬特別会計予算

平成21年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,960,384千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,300
	1 手 数 料	6,300
2 財 産 収 入		512
	1 財 産 運 用 収 入	512
3 寄 附 金		41,000
	1 寄 附 金	41,000
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		13,912,562
	1 収 益 事 業 収 入	11,797,066
	2 一 般 会 計 借 入 金	298,639
	3 雑 入	1,816,857

款	項	金 額
歲	入 合 計	13,960,384

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		13,956,659	
	1 競 馬 総 務 費	20,566	
	2 競 馬 開 催 費	13,936,093	
2 諸 支 出 金		3,725	
	1 繰 出 金	3,725	
歳 出 合 計		13,960,384	

平成21年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	8 病院
(2) 病 床 数	1,473 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	294,190 人
外 来	399,300 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	806 人
外 来	1,650 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	18,203,192 千円
第1項 医業収益	10,654,904 千円
第2項 医業外収益	7,540,288 千円
第3項 特別利益	8,000 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	19,515,274 千円
第1項 医業費用	16,807,025 千円
第2項 医業外費用	2,700,249 千円
第3項 特別損失	8,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,005,508千円は、当年度分損益勘定留保資金754,767千円及び繰越現金250,741千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	1,322,443 千円
第1項 企業 債	200,000 千円
第2項 他会計負担金	1,122,443 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	2,327,951 千円
第1項 建設改良費	312,548 千円
第2項 企業債償還金	2,015,403 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 200,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 職員給与費 | 10,098,374 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,256,088千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区分	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	全身用X線コンピューター断層撮影装置	1台

平成21年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 284,881,000 キロワット時
- (2) 主要な建設改良事業
 シューパロ発電所建設事業 189,644 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益	3,285,639	千円
第1項 営業収益	3,275,309	千円
第2項 財務収益	3,161	千円
第3項 営業外収益	7,169	千円
	支	出
第1款 電気事業費用	2,851,072	千円
第1項 営業費用	2,084,873	千円
第2項 財務費用	620,294	千円
第3項 営業外費用	129,945	千円
第4項 特別損失	15,960	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,311,606千円は、過年度分損益勘定留保資金1,100,155千円、当年度分損益勘定留保資金201,642千円及び当年度資本的収支調整額9,809千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	145,041 千円
第1項 企業債	114,000 千円
第2項 補助金	13,005 千円
第3項 負担金	76 千円
第4項 雑収入	17,960 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,456,647 千円
第1項 建設改良費	267,078 千円
第2項 企業債償還金	1,189,569 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シュエーパロ発電所建設事業	千円 114,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	564,831 千円
(2) 交際費	260 千円

平成21年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	78	箇所
(2) 年間総給水量	90,615,749	立方メートル
(3) 一日平均給水量	248,262	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	65,525	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	818,055	千円
苫小牧地区第二工業用水道改修事業	89,897	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金125,777千円を借り入れる。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	2,066,353 千円
第1項 営業収益	1,795,109 千円
第2項 営業外収益	257,347 千円
第3項 特別利益	13,897 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,270,422 千円
第1項 営業費用	1,717,144 千円
第2項 営業外費用	553,278 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額646,236千円は、過年度分損益勘定留保資金158,009千円、当年度分損益勘定留保資金445,985千円及び当年度資本的収支調整額42,242千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,276,885 千円
第1項 企業債	853,000 千円
第2項 補助金	2,243,897 千円
第3項 補償金	100,000 千円
第4項 他会計からの出資金	62,405 千円
第5項 他会計からの長期借入金	8,641 千円
第6項 固定資産売却代金	8,942 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,923,121 千円
第1項 建設改良費	1,296,491 千円
第2項 企業債償還金	2,591,097 千円
第3項 返還金	35,533 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成21年度室蘭地区工業用水道改修事業に関する債務負担行為	平成21年度から 平成22年度まで	千円 127,009

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
室蘭地区工業用水道改修事業	千円 143,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区工業用水道改修事業	621,000	同上	10%以内	同上
苫小牧地区第二工業用水道改修事業	89,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,110,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	356,509 千円
(2) 交 際 費	140 千円